

家畜衛生だより

平成23年11月 第10号
東部家畜防疫獣医師会
東部家畜防疫運営協議会
(社)千葉県畜産協会
東部家畜保健衛生所
TEL: 0475(52)4101
FAX: 0475(52)3335
<http://www.pref.chiba.lg.jp/nourinsui/kaho/toubu/index.html>

◎島根県で野鳥から 低病原性鳥インフルエンザウイルスが 検出されました!!

島根県松江市で、11月7日に回収されたコハクチョウの死体から低病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N2亜型)が検出されました。(従来は高病原性鳥インフルエンザ弱毒タイプと言われていました)

鳥インフルエンザが原因と考えられる野鳥の死亡等は、今期では初めてとなります。

環境省は発生地周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を一層強化しています。

☆発生予防のため、 今一度衛生管理の徹底を!!

☆野鳥・野生動物との接触防止

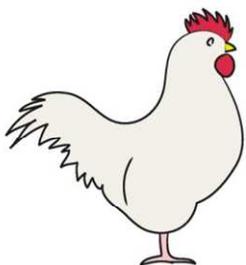
・**防鳥ネットの点検・整備**

・鶏舎周囲に野生動物のエサとなる穀類、生ゴミ等を置かない

☆農場内へのウイルスの侵入防止

・農場出入口での消毒の徹底

・消石灰等による畜舎周辺の消毒



※死亡羽数が急増した場合は要注意!!
何か異常があれば、家畜保健衛生所に連絡を!!



家畜伝染病予防法が改正されました — 飼養衛生管理基準の見直しと早期通報の徹底 —

- 鳥インフルエンザなどの発生を踏まえて、「発生の予防」と「早期の発見・通報」が徹底されるよう、家畜伝染病予防法が大きく見直されました。
- 家さん飼養者の皆様は、より具体的になった飼養衛生管理基準に基づいて、日頃の衛生管理を行うとともに、鳥インフルエンザが疑われるときは、最寄りの家畜保健衛生所へすぐに通報してください。

新しい飼養衛生管理基準のポイント

1. 最新情報の確認

家畜保健衛生所などの講習会への参加や農林水産省のホームページなどを通じて、伝染病の発生予防などに関する情報を積極的に把握しましょう。

2. 衛生管理区域の設定と消毒の徹底

家さん舎とその周辺区域を衛生管理区域としてわかるようにした上で、この区域に出入りする車両、人及び物品は、必ず消毒（消毒に適さないものは洗浄で可）しましょう。

衛生管理区域専用の衣服と靴（上着やブーツカバーでも可）、家さん舎ごとの専用の靴（ブーツカバーでも可）を使用し、家さん舎へ出入りする際には、靴の消毒と手指の洗浄又は消毒をしましょう。

野鳥の侵入を防ぐため、防鳥ネットなどを適切に張りましょう。

3. 家さんの健康観察と早期通報

毎日、家さんの健康観察を行い、異状が確認されたら直ちに家畜保健衛生所に通報しましょう。

農場へ立ち入った人や車両、導入した家さんの記録を取っておきましょう。

【高病原性鳥インフルエンザによる死亡例】



過去21日間の平均死亡率の2倍を超える死亡があった場合には、家畜保健衛生所へ届け出ることが義務化されました。

4. 悪性伝染病の発生に備えた埋却などの準備

埋却用の土地（焼却または化製処理でも可）を準備しておきましょう。